

資料

沖縄法政研究所フォーラム 第17回シンポジウム
『追跡 日米地位協定と基地公害
「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって
—法的、歴史的、政治的視点からの検討—

開催日時：2018年12月15日（土）14：00～17：00

会 場：沖縄国際大学 3号館 2階203教室

■基調講演

講 師：ジョン・ミッチェル（ジャーナリスト、沖縄タイムス特約通信員）

■シンポジウム

司会兼パネリスト：照屋 寛之（沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部教授）

パネリスト：比屋定泰治（沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部教授）

野添 文彬（沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部准教授）

柴田 優人（沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部講師）

【シンポジウム概要】

ジョン・ミッチェル氏は、米国「情報の自由法」（Freedom of Information Act、以下「FOIA」）による公文書公開を駆使し、米軍による沖縄での環境破壊の実態を追跡してきた。

同氏が今年、岩波書店から出版した本書は、ベトナム戦争期の枯葉剤を扱った前著から、戦後全体に範囲を広げたこれまでの調査結果の報告である。

その内容を、沖縄の戦後政治、国際法、外交史、環境法の視点から検討し、本書の意義、今後の展開等を議論したい。

■開会挨拶

佐藤 学 (沖縄法政研究所所長／沖縄国際大学法学部教授)

大勢の皆さんにお越しいただきましてありがとうございます。沖縄法政研究所所長の佐藤学と申します。本日お招きいたしました、ご講演いただくジョン・ミッチェルさんのご紹介をさせていただき、なぜ、本日私どもが講演会を企画したのかということをお話したいと思います。

ミッチェルさんは英国ウェールズのご出身で1998年来日以降、最初は英字新聞のジャパントイムズに記事を書かれて、沖縄の取材を始められたのが2010年からだそうです。現在は沖縄タイムス社の特約通信員として記事を書かれています。

ミッチェルさんのされてきた仕事は、米国の情報公開法であるFOIAを使って米国防政府、米軍の公式文書を元にして、私たちが知らなかった、あるいは隠されてきた米軍基地に由来する環境問題、ミッチェルさんは「基地公害」という言葉を使われますが、基地由来の環境汚染の問題を米国側の責任ある公文書で突き止めてこられました。

2014年に『追跡・沖縄の枯れ葉剤』(高文研)を出版されました。ベトナム戦争期に使われた枯葉剤の実態を書かれたものです。このミッチェルさんの取材を元にして琉球朝日放送が制作したドキュメンタリー番組「枯れ葉剤を浴びた島～ベトナムと沖縄・元米軍人の証言～」(2012年5月15日放送 復帰40年報道特別番組)は日本民間放送連盟賞 テレビ報道番組 優秀賞を受賞しています。

今回、『追跡 日米地位協定と基地公害 「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』(岩波書店)を出版され、戦後から今に至るまでの沖縄における米軍の環境問題、環境被害をこれまでミッチェルさんが突き止めてきた公文書から概説する内容となっています。

私どもは、今回、政治、国際法、外交史、環境法を専門とする所員とこの本をめぐって議論するというシンポジウムを企画した次第です。

ミッチェルさんは2015年に日本外国特派員協会の「報道の自由推進賞」の「報道功労賞」を受賞されています。「報道功労賞」は英語でLifetime Achievement Awardといいまして、通常はこれまでの長年の功績を称え贈られるものですが、ミッチェルさんは受賞当時、まだ40歳になられる前という非常に稀な受賞者であっ

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって
たそうです。しかし、受賞は日本における外国人記者たちが彼の仕事を高く評価した
結果であるということです。

今回は、ミッチェルさんに、彼がしてきた仕事をこれからも続けていただきたい、
また、私たちが学ぶべきところが多いだろうということでお招きしました。ミッチェ
ルさん、よろしく願い致します。

■基調講演

ジョン・ミッチェル氏

こんにちは。今日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。

佐藤学先生、そして沖縄国際大学の関係者の皆様、今日はシンポジウムでお話を
する機会を与えてくださりまして、心より感謝申し上げます。

私はジャーナリストのジョン・ミッチェルです。主に沖縄の米軍基地と人権につ
いて書いています。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私はこれまで『日米地位協定と基地公害』、そして『追跡 沖縄の枯れ葉剤』の
2冊の本を出版しました。2015年に日本外国特派員協会から「報道の自由推進賞」
の「報道功労賞」をいただきました。受賞の主な理由には、沖縄における枯れ葉剤
問題やその他の米軍基地に関連した環境汚染のほか、諸問題に関する一連の報道と
著作が評価されたことが挙げられています。

日本には78か所の米軍基地があり、そのうち31か所が沖縄にあります。米軍は環
境事故が起きても日本政府に報告をせず、被害を隠そうとします。日本の自治体は、
直接基地へ入って環境調査をする事はできませんが、それでも米軍の環境汚染を明
らかにしていく方法があります。FOIAです。今日は、FOIAを使って入手した文
書から見えてきたことについてお話をします。

まず、米軍による日本本土と沖縄、両方における環境汚染についてです。次に、
米国内での米軍による汚染、その対応や措置について、日本国内との比較をします。
その後、沖縄の歴史の中で最もひどい汚染PFASについてお話し、最後に、これら
の問題解決のために何がなされるべきか提起していきたいと考えています。

FOIAからわかった米軍による在日米軍の環境汚染

FOIAを使って入手可能な文書は、事故報告書、Eメール、環境調査書など種類は様々で、それぞれが、米軍の日本における環境汚染を明らかにします。では、被害はどういったものがあるのか、北は青森県から本州の南、最後は沖縄の例をご紹介します。

・三沢空軍基地 (青森)

2018年2月、戦闘機が燃料タンク2本を小川原湖へ落下させ、地元の漁師は1か月もの間、湖で漁をすることができませんでした。この基地では他にも多くの問題が起きています。

例えば2011年6月、基地の排水溝に東日本大震災時の「オペレーション・トモダチ」による放射能汚染水が何万リットルも流されましたが地元自治体への報告はありませんでした。その1年後、PFASと呼ばれる発がん性物質が含まれる泡状消火剤が近隣の水田へ大量に流れ出したにもかかわらず、米軍は農家に対し「害はない」と言いました。2017年、三沢基地から飲料水にも利用されている姉沼湖に、汚水処理されていない水が30万リットルも流出しました。

・横田空軍基地 (在日米軍司令部)

2012年からの事故で、航空機燃料、ディーゼル油、そして発がん性物質を含む泡状消火剤、のべ1万リットル以上の有害物質が漏れ出しています。2014年には、契約業者が基地の外にアスベストを廃棄し、2016年には、飛行中の機体から燃料が漏れる事故がありました。空から何千キロもの燃料が地元住民地区へ降り落ちました。日本側への連絡はありませんでした。ここ何年もの間、泡状消火剤によって基地内の飲料水はPFAS汚染にさらされていますが、多摩川もPFASで汚染されました。

・MCAS岩国、米海兵隊飛行場

この10年間に岩国基地で起きた環境事故は340件以上にのぼります。中には、海へ流れ出る事故もありました。

2015年5月、泡状消火剤が基地の外へ漏れ出しました。同年、別の事故でPCBが大量に漏れ出したこともありました。軍用機が、緊急時に燃料を海へ投棄するという事件もありました。私の調査では、日本本土での米軍による汚染は、厚木(空軍)基地、横須賀(海軍基地)、佐世保(海軍)基地も含まれています。中には、放射

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって

性廃棄物、PCB、燃料などの事故もありましたが、日本政府への報告はなされませんでした。

・沖縄

被害の内容に入る前に、まず少しCIAについてお話をさせてください。

2012年、CIAは報告書¹⁾の中で沖縄での汚染は重大な問題であると書いており、CIAは沖縄での米軍による環境汚染が深刻なものであるとの認識を持っていますし、米軍からの汚染により、沖縄側が地位協定を改定しがっている、と記しています。確かに戦後70年以上も米軍は沖縄の環境を汚染し続けてきましたし、CIAの認識は正しいと言えるでしょう。

私が初めて、沖縄の環境について書いたのは、8年ほど前の事でした。当時、私が特に懸念していたのは大量破壊兵器の事でした。米軍占領下の沖縄では、大量破壊兵器が世界で最も集中して貯蔵されていました。核弾頭が約1,000個。化学兵器が13,000トン。生物兵器のテストが島で行われ、何万個もの枯葉剤のドラム缶が沖縄にありました。

私は、大量破壊兵器について、いくつもの事故を明らかにしてきました。例えば、1959年、那覇港で誤って核ミサイルが発射された事故は、私が初めて報道するジャーナリストとなり、1969年の神経ガスが海に捨てられた事件も明らかにしてきました。枯葉剤を土の中に埋めていたケースについてはいくつも記事を書いてきました。

しかし、米軍はこれらの大量破壊兵器の事故などと並行して、日常レベルでも沖縄を汚染してきました。有害廃棄物の処分についてもFOIAで入手した文書から次々と判明しています。

まず、売却処分については、不要となった化学物質が沖縄の住民へ売却されていました。嘉手納基地ではPCBに汚染された油を、牧港補給地区（キャンプキンザー）ではベトナム戦争で使用された化学物質を、地元業者へ売却していました。

2つ目は、海に捨てる、という方法です。この、私の本『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』のカバー写真ですが、これは1964年に米軍が沖縄の海へ廃棄処分をしている様子です。また、1969年の陸軍文書では、

1) “A Master Narratives Approach to Understanding Base Politics in Okinawa.”

何トンもの銃弾を海へ捨てた記録が記されています。

3つ目の方法、焼却処理です。文書では嘉手納基地内にある焼却炉で弾薬の焼却処理をしていた事が分かっています。焼却炉は何十年も使用されていましたが、煙突にはフィルターが無く、近くには野菜畑もある中で、周辺が高レベルの鉛に曝されていました。鉛は神経系や、血液、腎臓に害を与えます。言うまでもなく、米軍は、地元の方たちに危険を知らせることは一切ありませんでしたし、PCBに汚染された油も焼却処分されていました。

処理方法の最後は有害廃棄物を地面（土）に埋める方法です。文書からは、牧港補給地区、キャンプ・ハンセン、嘉手納基地などで殺虫剤や重金属などが土に埋められたという事が分かっています。1972年に、具志川市（現うるま市）天願にあった有害廃棄物の処分場の近くで撮影された写真には子どもたちと語るう瀬長亀次郎が写っています。

また、地中に埋められていた有害物質が、偶然、見つかる事があります。例えば1981年、普天間基地では海兵隊が以前の駐留部隊が埋めたドラム缶を発見しました。最近では他にも、北谷で2002年に187個、沖縄市で108個のドラム缶が見つかっています。また、嘉手納町では小学校で15個の酸素ボンベが見つかっています。

日米地位協定の下では、米軍はこれらのどのケースにおいても、環境浄化の支払いをする義務はない事になっています。

このような、配慮のない廃棄の習慣、これは沖縄の人と米軍関係者、その両方に健康被害を与えました。例えば、1968年7月、具志川で200人余りの子どもが海で泳いでいた時に、皮膚と目が焼けるような痛みを感じ、火傷を負いました。CIAによると、海に捨てられた化学兵器が原因の1つである可能性がある、とのことでした。

1971年、南風原と具志頭で、水道水を飲んだ人達の気分が悪くなりました。理由は何かといいますと、民間業者が軍から購入した除草剤を国場川の近くで捨てていました。それが水の中に入っていったものでした。

ベトナム戦争の後には、化学物質が牧港補給地区から海へ流れ出しました。結果、1974年、1975年、1986年に魚の大量死が見つかっています。

また、多くの沖縄の人と米軍関係者がアスベストに曝されてきました。内部報告書では、基地内の多くの建物がアスベストを含んでいるとのことです。例えば、嘉

手納基地では、アスベストは寮や食堂などに使われていました。2000年頃、米軍の兵士たちが、使われていない病院の建物で戦闘訓練を行いました。訓練では、兵士たちがドアを斧やチェーンソーで切断し、アスベストの粉が広域に飛び散りました。

この調査を通して一貫して言えることは、米軍人やその家族たちが汚染の犠牲者となっている、ということです。米国政府の記録では、「沖縄の15以上の基地で枯葉剤をまいた」、「何百人もの軍人が沖縄で枯葉剤に曝された」とあり、現在、米国政府は少なくとも10人の退役軍人に補償を支払っています。米軍関係者の子どもたちもまた、嘉手納基地内の学校へ通い、ダイオキシンが捨てられた場所の近くの遊び場で遊んでいたため、癌や免疫疾患、呼吸困難、神経系の病気になりました。

70年以上もの間、米軍は沖縄をダイオキシン、PCB、鉛、ヒ素、劣化ウラン、放射性廃棄物の有害物質で汚染し続けてきました。しかし、正直、これは驚くような事ではありません。なぜなら、米軍は地球最大の汚染者だからです。

米国の戦争は、枯葉剤、ダイオキシン、白リン、そして劣化ウランなどを使用して地球を汚染してきました。現在、米国は海外に800の基地があり、それぞれの国の環境法を無視して各地を汚染しています。

自国内では、米軍がもたらす有害廃棄物の量は、1分間に1トンといわれ、米国の化学製造会社トップスリーの廃棄物を合計した量よりも多くなっています。米国政府の記録では、米軍が汚染した国内の場所は約4万カ所で、面積にして合計16万平方キロメートル、北海道の約2倍です。

その一部が最も評判が悪い、ノースカロライナ州のキャンプ・ルジューン海兵隊基地です。この基地では1950年代から80年代にかけて燃料と溶剤が井戸へ流れ出していました。飲料水が汚染され、何千人もの軍人、軍属、その家族が健康被害を受けました。白血病、癌、流産などになりました。海兵隊は汚染に気付いていましたが、この人たちが水を飲むのをそのままにしていました。海兵隊はまた、政府にも嘘をつきました。キャンプ・ルジューンで汚染水に曝された人の数は約百万人といわれ、米国史上、最大の汚染のひとつにあげられます。過去に、多くの軍関係者がこう言いました。「軍は、国民を守るためにここにいる。環境を守るためではない。」しかし、国民は軍の環境への影響を知ると、軍に対し改善をするよう強く求め始めました。

1970年代から、環境団体が政府に対し圧力をかけ、軍がもっと環境の責任を果たすように、軍のあり方を変えていくようと、政府に強く働きかけを行いました。軍はそれを阻止しようとしたのですが、それでも、少しずつですが、改善を余儀なくされました。環境事故は記録が義務となり、米国環境保護庁の基地内調査は、許可しなければいけなくなりました。最大の改善点のひとつは浄化の義務でした。今日まで、米国政府が閉鎖した基地の環境浄化にかけた予算は110億ドル、日本円で約1兆1千億円です。汚染の情報については公開されるようになり、軍の関係者も周辺住民も、環境保護庁のホームページでチェックできるようになりました。例えば、今も使われている、カリフォルニアの海兵隊基地キャンプ・ペンデルトンのホームページでは、汚染されている場所のリスト、化学物質の種類リスト、過去に行った汚染浄化、今後の浄化計画が一覧で見られるようになっています。

ここ日本では、米軍は環境事故を報告せず、調査の許可も与えませんのでそういった情報の透明性がありません。加えて、地位協定では返還された土地の環境浄化のコストは日本側が支払うことになっていますので、使用中の基地の汚染浄化も行いません。琉球朝日放送の島袋夏子記者の調査によると、これまで沖縄で浄化にかかったコストは少なくとも129億円です。

では、報告のあり方かというと、こちら、先ほどの環境保護庁の場合と異なり、日本政府は、基地の環境レポートを作成しません。かろうじて近いのは、沖縄県が作った「米軍基地環境カルテ」です。例えば、普天間基地のカルテの一部では復帰以降の環境事故は、わずか12件となっています。先ほどのキャンプ・ペンデルトンと比べると違いは明らかです。日本では、米軍基地はブラックボックスです。米軍は、環境問題の報告をしませんし、悲しい事に、日本政府も透明性を追求することをしません。

今、私たちは、ちょうど普天間基地のすぐ近くにありますので、普天間基地の環境問題についてざっと説明をします。

私はジャーナリストとして、内部告発者のインタビュー、FOIAの2つのアプローチ方法を使って汚染の調査をしています。

明らかにしてきたものの一部を紹介しますと、1981年に海兵隊は基地周辺の住民地区へ流れていった排水から化学物質を検知しました。基地内で地面を掘ると100

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって

個ほどのドラム缶が出てきました。最近では、2005年から2016年の間に、普天間基地で156件の事故が起こっており、合計1万4,000リットル以上の燃料漏れがありました。

内部告発者が私に託したビデオのスクリーンショットには、2016年の普天間での燃料漏れが写っていました。緑で覆われた丘は燃料タンクで、ジェット燃料が、側へ流れ出しているのが見えます。総量で7,000リットル近くが漏れ出しました。米軍は日本政府へ「バルブの調整ミス」だったと伝えましたが、実はこれは海兵隊によるミスでした。内部告発者の方が仰っているのですが、海兵隊員は「愚かで、ずさんで、ミスが多い」とのことでした。別の内部告発者によると、今現在、地面に溜まっている有害物質が台風などの大雨の時に周辺の民間地区へと流れ出している、という事です。

事故について、海兵隊が日本側へ伝えない理由の1つがハンドブック、軍の指針ガイドの中にあり、海兵隊に対し「政治的に微妙な件は報告しないように」とあります。

海兵隊は、自分たちの基地だけで事故を起こしているわけではなく、他の基地でも問題を起こしています。例えば、2015年5月に、酔った海兵隊員が嘉手納基地の格納庫に侵入し、スプリンクラーシステムを作動させ、消火泡を何万リットルも放出させ、一部は基地の外へ流れ出しました。軍はこの事を日本側へ報告しませんでした。こういった不透明性、これは非常に危険です。普天間基地は、世界で最も危険な基地である、とよく言われます。しかし、これは、この基地の持つ顔の半分だけを知っているひとが言うことです。普天間基地では、危険は空からだけではなく、地面の下からもやってきます。

PFASは、沖縄の歴史の中で最もひどい環境汚染です。PFASには、PFOSとPFOAが含まれますが、軍の泡状消火剤の成分です。PFASが環境に入ってくるのは3通りあります。事故の後、間違った廃棄、そして主に訓練です。PFASは肝臓や甲状腺を痛めます。胎児に害を与え、癌を引き起こします。ごくごくわずかの量で、人体に被害を及ぼします。環境保護庁の、飲料水に含まれるPFOS・PFOAの安全値、これは、最大で70pptとなっています。しかし、米国の専門家たちは「この70は高すぎる」と考えています。推奨できる最大値は、PFOSで7ppt、PFOAで11pptと

のことで、1 pptは10の12乗分の1ですので、例えるなら、長さ109m、幅49m、深さ13mのサイズのスイミングプールに1滴垂らしたくらいです。いかにほんのわずかの量であるかがおわかりになるかと思います。

米国では、飲料水のPFAS汚染が、100以上の基地の周辺で見つかっており、米軍は国内の基地でPFAS汚染があることを認めていますので、ある程度の透明性があります。

また、米軍はドイツ、韓国、ベルギーの米軍基地で汚染があることを認めています。しかし日本では違います。唯一、真実を見つける方法はFOIAです。そして、内部告発者の証言と、地元自治体による基地の外での調査です。先ほど触れましたが、横田基地では基地内の飲料水がPFASで汚染されています。35pptです。汚染は多摩川へ広がっており、2005年に出された報告書では、近くで440pptの汚染が見つっています。また、三沢基地周辺の水田についても先ほど触れましたが、やはりここでもPFAS汚染があります。

普天間基地内での消火訓練場です。2016年には、PFOSの汚染は27,000ppt、PFOAは1,800pptです。湧水や地下水はひどく汚染されています。水は野菜を作るのにも使われています。これは最近の問題ではありません。普天間基地ではこれまでも漏出の問題が起きています。過去には、湧水のひとつが「燃料ガー」と呼ばれていました。最も深刻なのは、嘉手納基地からの汚染です。1990年代には、泡状の物質がよく基地から流れ出していました。間違っただけで放出される事故もたくさんあり、時には、大量に流れ出ました。2013年12月の事故は技術的な誤作動が原因だったとされています。こちらは、2018年のビデオです。嘉手納基地です。泡状消火剤の事故が、どれだけ大きいのか規模が分かります。

地元の水系・水脈も、酷く汚染されていて、2008年には、嘉手納基地の井戸が1,870pptを記録し、2014年、2015年には大工廻川の測定値は1,320pptでした。

PFASの汚染は、7つの周辺市町村に供給されている飲料水にも及んでいることに加えて、何万人もの米軍関係者、観光客がいます。北谷浄水場はPFAS汚染を低減するためにカーボンフィルターを使用しており、財政負担は1億7千万円がかかっていますが、地位協定があるので米軍が支払うのはゼロです。

これまでお話ししたポイントは、次の3点です。軍の汚染がどのように三沢から

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって

沖縄まで、日本各地に影響を及ぼしているのか、日本と米国での環境浄化の違い、そして最大の問題点、PFASについてです。

それでは最後に、未来への道しるべとして3つの原則を提案という形で話させてください。

まず、「不透明性から透明性へ」です。米軍は日本における汚染記録を、返還後の土地に対してだけではなく、使用中のものも含めて公開すべきです。地元自治体は、自由に立ち入り調査をする権利を持つべきです。環境保護庁のように、日本での汚染関連の情報は、一般が入手できるようにするべきです。私も、この原則を胸に、手に入れた情報公開の文書を沖縄国際大学図書館へ寄贈する予定です。

文書は、沖縄での汚染の詳細が分かるもので、重金属、殺虫剤、PCB、アスベスト、PFASについて書かれています。また、日本側へ報告されていなかった事故についても詳細が分かります。基地のマップもありますが、台風時など、基地のどこから水が溢れどのように基地の外へ流れ出るのかが分かります。誰もが、自分の住む地域での汚染を知る権利を持っています。

これらの文書が、現在起きている基地の環境問題について、よりよく理解できるように、沖縄の方々の役に立つことを願います。

環境関係の文書の他に、3つのカテゴリーについても文書を寄贈します。

1つ目は、CIAの文書です。1960年から2012年までのCIAによる沖縄の報告書で、冷戦時代にCIAが沖縄で何をしていたのかが分かります。また、現在も、CIAが沖縄の世論を操作しようとしていることも分かる文書です。

2つ目は、軍による調査で、嘉手納基地、普天間基地など、基地内での動植物などだけではなく、お墓や、城跡、聖地など残っている文化財なども示されています。

最後は、コザ暴動の写真です。軍によって撮影されたもので、暴動の翌日のものですが、米国人の目から見た暴動が伺えます。また、暴動の夜にラジオで流された「コンディション・グリーン」のオーディオ録音もあります。米国人に、街へ出ないようにと警戒が発せられています。

私の寄贈する文書が、環境を始め、公衆医療、政治、歴史・文化など、様々な分野の研究者の役に立つ事を心より願います。

2つ目の提案は、「免責から責任へ」です。地位協定では、米軍が環境に被害を与えても処罰は一切ありません。これは、変えていくべきです。汚染には罰金が課されるべきであり、個々の軍人の場合でも罰せられるべきです。

それ以上に、米国政府は、返還後の汚染浄化にかかるコストを支払うべきです。日本は、すでに129億円を負担しています。これは変えていくべきです。

最後に、健康が、最優先されるべきです。米国人であろうと、沖縄の人であろうと、日本本土の人であろうと、人間の健康が第一に考えられるべきです。

軍による汚染は複合汚染であり、累積汚染です。軍で使われる物質には、有害な、鉛、ベンゼン、PFAS、PCB、ダイオキシンが含まれており、これらの毒性物質は、人体の中に蓄積され、互いに作用し合い、深刻な病を引き起こします。

地元住民を対象に健康診断をするべきです。地域的に集中して特定の病気や症状が現れるのであれば、公的な追跡記録が必要ですし、総合的な医療支援も必要です。県と国には人々の健康を守る義務があります。

70年以上、米軍は日本を汚染してきました。現在の制度が変わる事がなければ、今後70年、汚染し続けます。それを許してはいけません。

ご清聴、ありがとうございました。

■パネルディスカッション

○司会（照屋寛之 沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部教授）

皆さん、こんにちは。私が司会兼パネリストとして進行してまいりたいと思います。私は66歳で、この4人の中で一番の年長者です。私は復帰を経験した世代ですので、復帰以前の状況はどうだったかということで話をしたいと思います。

そして、先ほどのミッチェルさんのご講演を受けて、まずは国際法の視点から比屋定泰治さんに、次に外交史の視点から野添文彬さん、最後に環境法の視点から柴田優人さんにコメントをしていただきます。

ミッチェルさんのご講演で、沖縄の米軍基地が内外ともに、いかに土壌汚染されているかが非常に明らかになり、米軍、それからそれを許してきた日本政府に怒り

心頭、本当にワジワジしたのではないかなと思います。私が20歳の1972年に沖縄は復帰しました。私がそのとき素直に思ったことは、復帰した5月15日からは沖縄の基地は全部なくなるということでした。ところが何も変わらなかった。復帰後46年経った今でも基地被害を受け続けている状況です。

よく学生に講義の中で話しますが、沖縄が戦争したわけでもないのに、戦争が終わったら沖縄を切り離す、こんなことが許されるのか。国土の一部を米軍の統治下に置くということは、本当に許せないということ、政治学、行政学を通して考えてきた次第です。

そして、私と同年代、さらに上の年齢の方は非常によくご理解できると思うのですが、戦後一貫して、とにかく米軍人・軍属絡みの事件・事故があまりにも多過ぎる。その度に我々の生命、財産、基本的人権が侵害されるということが多々あった。

今から2年前、2016年にはうるま市に住む20歳の女性が元米海兵隊所属の男に襲われ殺害された事件がありました。この事件に抗議し在沖海兵隊の撤退を求める県民大会が6月19日に開催されましたが、琉球新報、沖縄タイムスは、戦後これまでの事件・事故について、別刷りも作成し、かなりの紙面を割いて非常に詳細に報じていました。今日は沖縄タイムスを持ってきましたが、非常に小さい字で見にくいのですが、これだけ多くの事件、事故があったわけです。これは他府県では全く考えられないぐらいの多さです。

これらの多くの事件・事故の中で特に印象に残っているのは、私が高校3年生の1970年5月30日、私と同じ高校に通う生徒が、中間試験が終わって真っ昼間に学校から歩いて家に帰る途中、米兵にさとうきび畑に連れ込まれて脅され、必死の抵抗をしたらナイフで腹部を刺され、頭を切り付けられたという事件がありました。覚えていらっしゃるでしょうか。当時、私の学校の生徒数は2,000人くらいいて、大雨の日だったと記憶していますが、校内で大々的な抗議集会を開き、2時間ぐらいプラカードを持って市内を歩き抗議の意思表示をしました。後日、先生方何人かと生徒数名だったと思いますが、当時、浦添市城間にあった米国総領事館へ行き、中には入れてもらえないから、道路わきから米国総領事館に向かって「米兵出ていけ！」と、抗議をした記憶があります。

それから米軍機の墜落は、今でも1年に1件、米軍機は墜落あるいは不時着の事

故がありますけれども、私が米軍機の事故関係で一番記憶に残っているのは、1968年11月19日に嘉手納基地で起きたB52爆撃機が離陸に失敗し、炎上した事故です。当時、私は高校1年生で、B52が沖縄に来たときは「B52撤去」と小さいリボンのリボン闘争をした記憶があります。私は時間をはっきり覚えていたわけではないが、5時前だったというのは記憶していました。その後、午前4時48分、B52が爆発したことを知りました。その時、たまたま朝起きて外に出ていてその爆発音を聞き光を見ました。11月の朝5時だとまだ真っ暗です。しかし、その日、地平線のほうからぱっと光が上がってきて眼の前が真っ昼間のようになったことを今でも鮮明に覚えています。15歳の私は、B52の爆発など知らないものですから、地球異変、天変地異が起こったな、変なものを見てしまった。朝早く起きなければよかった、寝ておけばよかったなど、見た瞬間はものすごく怖かったです。絶対ニュースになると思ってラジオをつけていたら、嘉手納基地でB52が爆発したということが報道されました。そのとき、よくよく考えてみたら、私はうるま市で、嘉手納基地までおよそ10キロぐらいで、その方向で爆発音が聞こえていたことも思い出しました。

高校生の時は、土曜日になるとよく嘉手納基地に行き「基地撤去だ！」ということで拳を振り上げていました。高校生が結構集まってやっていました。私は前原高校でしたが、首里、那覇高校などからもバスを貸し切って高校生が参加していたことを記憶しています。終わった後は沖縄市知花の十字路まで歩きながら、声が嘎れるまで「基地撤去」「ヤンキーゴーホーム」を訴えた。それがきっかけで、私は基地問題に大きく関心を持つようになり、いろんな集会とかに参加しました。今では研究上もかかわるようになりました。

もう1つが、1968年7月21日具志川村（現うるま市）で起きた海水浴中の小学生の集団皮膚炎です。当時、臨海学校で具志川に海水浴に来た那覇の小学生たちが海へ入った途端、237名の子どもたちが集団で原因不明の皮膚炎を起こしました。当時、たんぼで仕事をしていた人たちが皮膚炎を起こしたこともありましたが、何も知らない我々は、海藻が悪かったんじゃないか、何々が悪かったんじゃないかというようなことをいっただけで何が原因なのか全く分かりませんでした。

今回、私はミッチェルさんの本を読んで、図書館で調べ、うるま市天願の棧橋のところで米兵が枯葉剤を散布していたという証言などを知り、子どもたちの集団皮

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって

膚炎や水田農家の人たちの皮膚炎の原因が枯葉剤だったことがわかりました。そしてその枯葉剤が、今も相変わらず、これだけの被害を出しているかということに、復帰以前も復帰後も何も変わってないことを、今日のミッチェルさんのご講演で感じた次第です。

まだまだ話したいことがあります、私の話はこのぐらいにします。沖縄の戦後史というのは、米軍基地の被害の戦後史というような捉え方もできると思う程です。これは政治的に考えると、やはり日本政府に大きく責任があるのではないかと思います。後でまた時間があれば話したいと思います。それでは比屋定さんから国際法の視点からコメントをお願いします。

○比屋定泰治（沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部教授）

法学部の比屋定です。照屋先生ほどお話が上手ではないので、原稿を見ながらお話ししたいと思います。

まず、今回出されたミッチェルさんの本を読んで率直に思ったことは、米軍基地における環境汚染の実態に驚いたのはもちろんなのですが、それとは別に、他の方が集めたデータや一次資料を参照するという立場の者からすると、今回のようなミッチェルさんの本というのは非常に有り難い、貴重なものだと思います。ミッチェルさんは各地の米軍基地に実際に足を運び、FOIAを駆使して膨大な資料を集めています。あるいは内部の情報提供者から話を聞いて一情報提供者を探すのも大変だったと思うのですが、そういうところから情報を集めて、それを今回出版されたということで、初めて知ることがいっぱいあって勉強になりました。ありがとうございます。

それでコメントなのですが、私は専門が国際法なので、国際法の立場から何点か、ミッチェルさんの本に関連してお話ししたいと思います。

コメントの1点目は、先ほどの基調報告でもありましたが、今のままの日米地位協定では、米軍基地から発生する環境汚染は防止できない、そういう状況にあるということです。今日の配布資料の9ページにある、沖縄タイムスの論壇で書いたことの繰り返しになりますし、先ほどミッチェルさんもおっしゃっていたことではありますが、説明させていただきます。

日米地位協定の第3条では、米軍による米軍基地内の活動であるとか、米軍の行動、演習、基地の利用のしかたについては、米軍側に全ての決定権が与えられています。これは、基地の管理権とか、地位協定の第3条で与えられているので「3条管理権」といったりしますが、そういう全ての決定権を米軍が持つことになっています。そうしたことが地位協定上、認められているということです。ちなみに、「基地」ではなく「施設・区域」というのが正式な言い方ですが、基地という言い方でお話していきます。

したがって、どういうやり方で、例えば、基地内で出た廃棄物をどうやって処理するかとか、演習でどうやって基地を使うとか、そういったことに関しては、全て決定権を米軍側が持っています。そのため、基調報告にあったように、枯葉剤を撒くとか、有害廃棄物の処理を杜撰に行っても、それを日本側がチェックして咎めることができない仕組みになっているわけです。

その結果、環境汚染が発生して、基地の周辺の土地や住民に影響が出た場合に、地元自治体などが基地に立入ろうとしても、その立入りを認めるかどうかの決定権も全て含めて、この地位協定の第3条によって米軍側が持っていますから、後でもう少し詳しく説明しますが、したがって、基地に入れられないわけです。周りの自治体とか、国もそうですが、基地内への立入りを拒否された場合は、汚染源について調べようがないということになります。さらに「周辺でこういう物質が出たんだけれども…、」と米軍に問い合わせても、「それは米軍由来のものではない」と言い切られてしまうと確かめようがない、そういう状況にあるわけです。立入りができないために、それ以上の追及が不可能になってしまう、そういう仕組みになっています。これが地位協定第3条の問題点です。

次に、地位協定の第4条についてです。これは条文の紹介も先ほどありましたが、この第4条では、環境汚染と土地の返還について定められていて、米軍基地の返還後、その土地などが有害物質で汚染されていることが明らかになったとしても、米軍側は、原状回復の義務を負っていない。また原状回復だけではなくて、補償する義務、賠償する義務も負っていないのです。それが明確に書かれた条文が、地位協定の第4条なのです。このために日本側の負担で汚染除去をやらざるをえない状況になっているわけです。これが第4条の第1項です。

ちなみに、第2項を見てみると、基地の返還の際に残されている建物であるとか設備があって、もしそれに価値があった場合には、それについては、日本側はそれ無償で手に入れることができると書かれています。ちょっと細かい解釈の話になりますが、そういう内容になっているので、日本は、返還時の基地に原状よりも価値が加えられていてもそれはただでもらってもいい。その代わりに、価値が損なわれていても、要するに環境被害が出ていても、米国は賠償はしませんよ、ということになっているのです。土地の環境が良くなっていても悪くなっていても、お互い文句は言わない、という条文なのです。だからこれは公平なのだというような理屈で説明されることもあります、それはどうなのかなと思います。

なぜなら、既存の基地内に関していうと、基地内の兵舎であるとか住宅であるとか、それから管理棟、そういうものに関しても、いまやほとんど日本側の費用で建てられています。そして新しくできる基地に関しても、移転の費用ということで、日本側が負担して造ることになっています。返還時に日本側が得をしたと思うような設備を、米国側が残していくという事例は想定しづらいのが現状なので、これが公平かということについては、非常に疑問があります。

この点に関して、ドイツのいわゆるボン補足協定—ドイツがNATO軍、実質的には米軍、と結んでいる地位協定—では、全く逆の内容になっていて、付加価値が付いている場合には、ドイツ側は対価を払ってそれを手に入れるけれども、損害が発生している場合には軍隊の派遣国、この場合は米国がそれを補償して元に戻すという規定になっています。

この際、日米地位協定もこれで、つまりボン補足協定と同じ規定でいいんじゃないかと、または最初からそれで良かったんじゃないかと思います。今の状態では、第4条は先ほど紹介した内容になっており、ボン協定とは違っているということです。

以上が、日米地位協定の条文自体に存在する問題点へのコメントです。

次に、コメントの2点目は日米合同委員会の合意についてです。地位協定には、協定の条文だけでは十分にカバーし切れていない点、あるいは後から問題点が発生してくることが想定されるので、そういったものをカバーするために、日米合同委員会というものがあります。この合同委員会で日米が話し合っ、地位協定に関する問題、あるいは発生した問題への対応とか、いろいろなことを決めることになっ

ています。ですが、この合同委員会の合意の内容にも不備があって、不十分だと言われています。しかも、合同委員会で決めるやり方というのが、軍隊としての米軍の運用を最優先したものになっているのではないかという指摘もあります。

これも本の中で書かれていたと思うんですが、合同委員会については様々な問題点が指摘されています。例えば、そもそもその構成自体に問題があること、また、そのせいで日本側が米軍側に対して強くものを言えなくなっているということなどです。また、そこで決めたことが日本の国会も通さないのに、法律以上の効力を持ってしまっているんじゃないのかとか、そういったような問題点があるのですが、ここではそれらの問題はいったん措くことにします。ここでは、たとえ合同委員会の合意が不十分だとしても、そもそも、その合意すら守られていないという点を指摘したいと思います。

合同委員会の合意の中で、環境汚染に関連するものは2つ挙げることができます。ひとつは、事件・事故が発生したときの通報の手続に関する合意です。2つ目は、基地内で環境汚染が発生した恐れがあるときに、基地内に日本側、国とか自治体が、立入り調査をする、あるいはサンプルの採取をするための手続に関する合意、この2つがあります。

まず、事件・事故が起きたときの通報の手続について。これは1997年に結ばれている合意ですが、これらの合意は全て、今のところは外務省のホームページで見ることができます。この、事件・事故の通報の手続に関する合同委員会の合意では、航空機の墜落事故であるとか、部品が落下するような事件・事故と並んで、ちょっと読み上げますが、「危険物、有害物、または放射性物質」、つまり環境を汚染するような物質ですね、それらの「誤使用、廃棄、流出または漏出の結果として、実質的な汚染が生じる相当な蓋然（がいぜん）性があるような場合には」、ちょっと難しい言葉になりましたけれども、つまり可能性が大きい場合には、米軍は日本側に通報しないといけないことになっています。米軍から、外務省の沖縄事務所、沖縄防衛局、さらには現地の関係当局である警察や消防に通報しないといけないのです。その通報の内容としては、事件・事故の発生の日時、それから発生の場所、被害の概要などを詳細に記して、迅速に通報しないといけないという合意になっているわけです。

ところが、この通報がちゃんと行われていない、むしろ隠されているということは、先ほどの基調報告でもありましたし、本の中でも詳しく書かれているところです。さらに、つい最近の事例でも、手続違反があったと報道されています。これはつい最近、今年（2018年）の8月26日の沖縄タイムスの記事ですが、ミッチェルさんの写真も載った記事で報道されています。この記事の中でも、これは佐世保の事件ですが、環境事故について通報がされていないことが紹介されています。つまり、合同委員会の合意があるのだけれども、それが守られていないということですね。

合意が守られていないのに、何でそのままになっているのかというと、合同委員会の合意を読むと、合意違反があったときに日本はこう対処して、米軍に違反を是正させる、改めさせるといった手段が全く決められていないのです。なので、結局は米軍任せになってしまっている、そういう状況なのです。通報手続の問題に関しては以上です。

次に、事件・事故が起きた際の、基地内への立入り調査、それから土壌のサンプル採取なども含む手続に関しても、これも本に書かれていますが、実は1973年にすでにそれを認める合意があったにもかかわらず、30年間公表されていなかったということがあります。そのために、その手続を利用することができなかったという話があります。

ただし1973年の合意も、読んでみると、立入りのための実際の具体的な手続は合同委員会で別途定めると書いてあります。そのため、1996年に、それでは立入りの手続を決めましょうということで合意が行われているのですが、この合意は、日本の国会議員や、自治体の職員が立入りを要請した場合、それに対して米軍側が「全ての妥当な考慮を払う」という内容です。さらに読むと、要請に対し米軍側は、日本側による立入りが、米軍の運用を妨げることなく、部隊の防護を危うくすることなく、かつ合衆国の施設および区域の運営を妨げることがないのであれば認めます、という形で書いてある。そういう前提で立入りが認められるという話なんです。

申請に対しては、米軍から許可・不許可が通知されてくるのですが、その中で、なぜ不許可なのかといったことも、理由を示す必要がないことになっている。このような手続だと、立入りを不許可とされても、どういう理由なのか分からないので対処のしようがありません。そもそも沖縄県の過去の事例としては、申請をしただけ

れどもうんともすんとも言ってこないということもありました。これでは手続が全く機能しないことになってしまいます。

地位協定や合同委員会の合意は、お互いに結んでいる国家間の合意ではありますが、これらの違反においては、基本的には米軍が違反をし、日本側が被害を受けるという図式にしかありません。なので、合意違反を是正するための手続を整備しようということは、日本側から強く言っていけないと、米国側から言ってくれるわけがありません。そこは日本政府が強く主張していけないといけません。

地位協定の環境補足協定に関しても、日本政府、当時の外務大臣が誇らしげに言っていたのを覚えています。環境補足協定は「画期的な合意である」という話でした。ところが、その環境補足協定も、いま述べた立入りに関する合同委員会合意、それから通報に関する合同委員会合意、その2つを前提にして、あるいはそのまま取り入れて、作られています。なので、合意されたその手続に問題がある以上、結局は環境補足協定も同じ問題を抱えたままであるということになります。

最後に、繰り返になりますが、国家間の合意である国際法は、権利義務を互いに履行しあう性質のルールであることを指摘しておきます。とくに地位協定のように二国間の条約は、相手国による義務の違反に対しては、こちら側から毅然とした態度で強く是正を要求していけないと、相手側としてもルールを守る理由が出てこないわけです。文句を言われないのだったら、違反を続けてもいいかという話になってしまうのです。

です。いくら沖縄県や自治体、周辺の住民たちが批判の声を上げたとしても、約束違反の責任を追及する政府間のやりとりがなければ、国際法上は、違反に対して何のアクションもなかったことにされかねません。そういう観点からすると、日本政府の責任が重大であることは明らかです。

ミッチェルさんが本の中で、ドイツや韓国、米国の各国政府と比較した上で、日本政府に対して非常に厳しい言葉で批判をしているのは、そういうことを指摘しているのだらうと思います。私からのコメントは以上です。

○司会（照屋）

どうもありがとうございます。次は、外交史の視点から野添さんにコメントをし

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって
てもらいます。よろしく願います。

○野添文彬（沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部准教授）

沖縄国際大学の野添でございます。私は日米関係史の研究者でありまして、先ほど、比屋定先生のような地位協定の専門家でも、次にお話しされる柴田先生のような環境法の専門家でもありませんが、歴史の観点からでも言えることがあればということでお話させていただきます。

まず、ミッチェルさんの『追跡 日米地位協定と基地公害』は情報公開請求と聞き取りによって、在日米軍による環境汚染の実態を明らかにした労作であります。余談にはなるかもしれませんが、去年、NHKのドキュメンタリー番組で、「沖縄と核」という番組（初回放送2017年9月10日）がありまして、那覇基地でも核兵器の誤発射ということがあったことがスクープとして描かれていまして非常に私も衝撃を受けました。実はこれも、最初はミッチェルさんが発掘した事実だったということを知り、大変重要なお仕事をされておられます。

この本を読んで思ったこととして、まず、沖縄戦、「鉄の暴風」ということがいわれませんが、ミッチェルさんは「毒の暴風」ということを書かれていました。沖縄戦の時から、沖縄がこういう環境破壊にさらされていたということ。そして戦後も米軍統治下において、まさに無法地帯のような形で、環境破壊がなされていたこと。先ほど照屋先生が、沖縄の戦後史は環境破壊の戦後史なんだとおっしゃっていたと思いますが、まさにそのとおりだろうと思いました。

さらに、非常に驚いたということでは、沖縄だけではなく、日本各地の米軍基地が汚染されているということに加え、実は米国の基地の中でも環境汚染があり、しかも基地の中で働いている軍関係者でさえも、環境汚染などにさらされて、健康を害したりしているということです。これはまさに、米軍の組織としても問題があるということを非常に考えさせられました。

最近、米軍は浜辺などでごみ拾いをしたりして、非常に環境保全に貢献しているということ、自分たちでSNSなどでアピールしています。学生たちがそれを見て「米兵もいいことをしているんだ」と言ったりしますが、個々の米兵というより、米軍そのものの活動として環境破壊する、そういう要素があるという実態を考えた

という次第です。

ミッチェルさんの本からさらに考えたことでいいますと、「国の安全保障」という名目で住民の安全が、日々、脅かされているという実態です。基地は有事に対する抑止力だといわれているわけですが、平時からもこういう危険性があるということ、どう考えたらいいのか。その場合の安全保障というのは、一体誰にとつての安全であるのかということを考えなければいけないということでもあります。これから、なぜこうなっているのかということ私の専門である日米関係史の観点からお話ししたいと思います。

まず、地位協定ですけれども、先ほどの比屋定先生のお話と重なるところがありますが、そもそも日米地位協定には、環境問題について直接、言及した条項はありません。だからこそ沖縄県は環境保全条項というのを入れろということをしきりと言っているわけでもあります。

その中でも、地位協定が環境問題に関して関係があるところが、先ほども比屋定先生からお話があった第3条、第4条であります。第3条は、管理権ということで、第4条の第1項では、原状回復費の日本負担ということが書かれているわけですが、やはり、これがいろいろ問題があるということは、先ほどの説明にもあったとおりです。

さらに、なぜ問題なのかというところの根源を探ってみますと、やはり1952年に日米行政協定が結ばれたその延長線上に、この第3条の管理権と、第4条の原状回復費の日本負担というのがあるということです。

日米行政協定というのは、日本が国際社会に復帰するきっかけになった、サンフランシスコ講和条約と同時に結ばれた、旧日米安保条約のために、米軍の基地使用の詳細を決めたものです。ところが、この日米行政協定は、さまざまな形で米軍の特権を占領から維持するような内容になっていたわけです。それはよくいわれるように、いつでも好きなように、米軍が基地を使用できるということでもあります。いわゆる排他的管理権ということと、全土基地方式というものです。

資料を見てみますと、この原状回復の話というのは、当時、ほとんど問題になりませんでした。これは当時の感覚からいうと、日本側に環境保全ということに対する意識がなかったということと、占領直後の日本からしてみたら、米軍に特権を与

えるのは当然であると考えられていました。

さらに、日米行政協定の前提になっている、日米安保条約ですが、ここでは日本側が米軍にいてほしい、だから米軍は日本に基地を置く、このような論理になっているわけです。その背景には、吉田茂首相が、米国側に対して、早期講和を実現するために、自分たちから、占領後も日本に米軍にいてもらっていいと申し出たというところまで遡ることができます。

このような形で、原状回復費の日本負担ということが定められていくわけですが、それについて、1952年、当時の外務省の西村熊雄条約局長が国会でこういうことを言っています。「安保条約に基づいて、日本の防衛のために、米国の軍隊が日本に配置されているのだから、日本としては賠償義務、あるいは保障義務というのは申し上げない」。日本は米国に守ってもらっているから、原状回復のことにしても発言権がないんだということを言っているわけです。これを読んでも、まさに日本側が米国側に対して従属的な地位にあって、日本側が米軍に対してものが言えないという関係性の下で、旧安保条約と、日米行政協定が出来上がってしまったということになります。

さらにそれが問題であるのは、1960年の日米地位協定、日米安保条約が改定されて、日米行政協定も地位協定になった時に、このまま第3条の管理権、それから第4条の原状回復費の日本負担というものが、そのまま維持されたということです。つまり、占領からの延長線上に、日米地位協定もあり、それが今まで続いてしまっているという点に大きな問題があるということがいえるわけです。

その背景には、一つは、米軍が既得権益として、日本における基地使用の権利というものに固執しているという事情もあるわけですが、やはりもう一方で見なければいけないのが、日本側もある意味、共犯者として、同盟を維持してきた、こういう側面があるわけです。

これまでの自分の研究でも明らかにしてきたように、沖縄返還の直後に、米国政府の中で沖縄からの海兵隊撤退ということが議論されていた時に、日本政府が必要だというふうに言って沖縄の海兵隊を維持したという事実もあります。その事実というのは、歴史を振り返るとさまざまな形で見られていますし、日本政府は米国を繋ぎ留めるための行動をしばしば取ってきました。

1995年に沖縄で少女暴行事件があった直後、米国側としては、米軍はもう沖縄にはいられないんじゃないかというふうに考えたということですが、日本政府がそれを引き止めたんだということを、当時のモンデール大使は回想しています。

最近、同じような時期について、当時、防衛庁の防衛局長だった秋山昌廣さんが回想録を書いています。そこでもこの少女暴行事件の後、米国側が海兵隊を沖縄から削減するという計画をつくった時に、それをつぶしたことを明らかにしています。さらに歴史的に見ましても、日本は米軍駐留を財政的に支援してきたということでもあります。

先ほどの原状回復費の日本負担ということに加えて、思いやり予算を日本側は提供しているということで、日本側は米国に対して、自由に基地を使用することを認めているというそういう実態があるわけです。

この点に関しては非常に興味深い事実があります。最近、琉球新報が出した地位協定についての本（『この海、山、空はだれのもの!? 米軍が駐留すること』、高文研、2018年）にも載っていましたが、ウィキリークスによれば、2009年に環境保全の取り決めについて米国側が柔軟な姿勢を示したのに対して、当時の防衛省の高見澤将林防衛局長が、米国側が環境問題に関して柔軟な態度を示したら、「地元が基地への立ち入りを求めて環境汚染を浄化するコストを背負いかねない」（149頁）ということで、これをつぶしたというんですね。これは米国に対する、米軍に対する気兼ねということも当然あるでしょうし、さらにいえば、米軍に対して、既に差し出している思いやり予算に加えて、土地の原状回復についてさらなる費用負担が増えてしまったら、日本の負担が二重になってしまうと、そういうことを恐れたのではないかとすることも考えてしまいます。

このように、日本政府は米軍優先で地元軽視になっているということですが、同じようなことが先ほども出てきました、2015年9月の環境補足協定にも見られるわけです。これは先ほども話が出ましたように、返還前の立ち入り調査を認めるということで、画期的だと当時はいわれたわけですが、実際に運用してみると、基地内の調査をできるのは、返還日の7カ月前からという条件が付いてしまって、むしろ自治体の立ち入りを拒むことになってしまっています。これまで、慣例的に、各自治体は基地内の文化財調査を、7カ月前よりもっと前から基地に立ち入りで

きていたが、逆にこの環境補足協定が出来たことで、これまでの慣例のように、基地への立ち入りができなくなってしまっているという、そういうあべこべなことになってしまっているということがあります。

そもその問題は、この環境補足協定を、日本政府が辺野古移設を推進するための負担軽減ということをアピールするために作成された形跡がありまして、地元の意向が反映されていないという問題があります。沖縄県側は、返還日の3年前以上から基地への立ち入りができるようにということを要請しているわけですが、それがあまり反映されずに7カ月前から、ということになっているということです。

日本各地に米軍基地がある以上、日米地位協定上の問題は沖縄だけの問題ではなく、本来、日本全体の問題として考えなければならないわけですが、沖縄に米軍基地が集中してしまっていることによって、県外では問題が顕在化しないという状況にあります。しかも沖縄県は、他の全国の都道府県と違って、米軍基地の約65%が民公有地であって、返還後に土地所有者に土地を返さなければいけない。であればこそ、その土地がどうなっているかということをしっかり把握するということは、その後の跡地利用にとっても大事なわけですが、それができない状況になってしまっているという問題があります。

先ほども出てきましたが、ドイツでは1993年のボン補足協定の改定、基地への国内法、特に環境関係法の適用がなされております。ドイツの場合は、基地に「国内法の適用」が明記されているわけですが、日本の場合は「尊重」にとどまっているというところがあります。最近、問題なのは、これが問題じゃないかというふうなことを言われた河野太郎外務大臣が、日米地位協定の比較には意味がないということを出してあります。それぞれの国にはそれぞれの国の事情があると。そもそもNATOには、NATO相互防衛の条約であって、日本はそうではないんだということを書いて、全くこの各国比較に意味がないということを書いています。

けれども、環境の問題は当然ながら普遍的な問題でありまして、地元に住む人々の生命や安全とかを軽く見るというのは、許されるものではありません。沖縄県が地位協定改定案で提案しているように、この前の知事選挙でも議論があったように、日米合同委員会に、地元の代表を入れる、あるいはこの日米地位協定が出来た時に

は考えられていなかった土壌汚染の問題に関しては、原状回復の費用については、日本任せにするのではなく、米国側も負担をする、そういうふうな取り決めをしていくべきではないかと考えます。以上です。

○司会（照屋）

どうもありがとうございます。それでは引き続きまして、柴田さんから、環境法の視点からコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柴田優人（沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部講師）

沖縄国際大学の柴田でございます。本日は貴重な機会を賜りまして、ありがとうございます。まず、私の言い訳から入りますけれども、パンフレットにありますとおり、専門は行政法、環境法、地方自治法というふうに記載されておりますが、私が主に研究しているのは行政法でありまして、その行政法について研究するための素材として一部、環境分野を扱ってきておりました。そのため、個々の環境分野における法律それ自体については、必ずしも十分な知見を持ち合わせていない部分もありますけれども、また、そのような前提の下ではありますけれども、いくつかコメントとして、環境法の視点から述べさせていただきたいと思います。

このコメントをするにあたりまして、私に与えられたテーマというものは、米軍の基地内で不当に投棄された化学物質というものが、基地の外で投棄された場合に、いかなる環境法的な問題が生じるのか、そこについてコメントをしてほしいということでしたので、そこについてコメントをしていきたいと思います。

まず、本報告と密に関係する環境法的な問題ですが、地下水汚染規制、それから土壌汚染規制、さらには化学物質規制、以上の3つになります。このうち、地下水汚染と土壌汚染については、どちらも深く関連するものですから、以下まとめて言及していきたいと思います。

まず、地下水汚染と土壌汚染については、いわゆるストック型汚染であるということに特徴があります。すなわち、これらは、汚濁した水が地下へと浸透することによって、土壌汚染、それから地下水汚染が同時に発生していくということです。そしてまた、その汚染を除去しない限り、汚染がいつまでもそこに残留してしまう。

そういったところに特徴があります。混合攪拌、それから拡散、移動、流下によって、時を経て汚染が緩和、回復されていくような大気汚染、それから表流水の汚染等々とは、この点で異なってきます。従って、これらの汚染については、人間の手でいかにして汚染を除去するのかということが問題となってきます。

それでは、以上のことを前提としまして、地下水の汚染の除去について見てみると、現在の法規制では、本報告のように意図的に汚染した場合についてではなく、意図しないところで汚染が生じてしまったという場合がありますが、都道府県知事がその汚染者に対して、地下水の浄化を命ずることができる、そういった命令を発することができるかとされております。

また、土壤汚染の除去については、これは「土壤汚染対策法」というものの中で定められていることなのですが、この法律が、土壤の浄化そのものではなくて、健康被害の防止ということを目的としていることもありまして、第一義的には土地の所有者が汚染除去等の義務を負うこととされております。ただし、土地の所有者が第一義的に汚染の除去をしなければいけないというような義務が定められているものの、可能な場合には、汚染者自身に対策を求めて、またはその対策費用を求償することができるかとされております。

しかしながら、例えば、基地の返還後に土壤汚染が発覚した場合などのように、本来の土地所有者に土壤の浄化が義務付けられる可能性がありまして、この点では、立法的な解決が求められます。すなわち、基地の返還がなされたときに、もともと基地の所に土地の所有権を持っていた方々、その人たちにその土壤の汚染の浄化の義務が課せられる可能性が出てしまうということです。

これは土壤汚染対策法にそのような旨の規定がありますので、そこは仕方ないところではあります。従いまして、そういったことにならないように、立法的な解決が求められるところです。

また、土壤汚染についての特徴なのですが、実際には調査して見なければ、その土壤が汚染されているかどうかということが分からないため、そもそも立ち入りができない等により調査ができない場合には、土壤汚染が生じているかどうか、正確には分からないというところがありまして、その限りでは、汚染について自らの責任ではないと主張されてしまう恐れがあります。その点、早くから土壤汚染が

行われた証拠を収集していくことは非常に大事なことでと思いますし、そのことからジョン・ミッチェル氏の活動の重要性が裏付けられるのかなというふうに考えられるところです。

次に、化学物質の規制についてです。化学物質の規制については、その化学物質の有害性が科学的に十分に明らかではない、という場合があります。しかしながら、科学的に十分に明らかではないというような場合であっても、化学物質から生じる被害というものは、非常に甚大なことが多いです。そのため、何らかの対策を取らなければならないということが、その特徴として指摘できるところです。

しかしながら、本報告で言及されたPFAS、それからアスベスト、さらにはPCB、鉛、ダイオキシン類、さらにはヒ素などといった化学物質については、その危険性が既に、科学的にかなり明らかにされているところでありまして、従って、これらの物質が既に危険であるんだということを前提に、それらの化学物質がいかにして規制されているのかということについて説明していきたいと思います。

化学物質を規制する法律としては、まず、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」を挙げることができます。通称、化審法と呼ばれている法律です。この法律では、難分解性、すなわち分解することが難しい物質、それから高蓄積性、すなわち蓄積しているその度合いが高いような物質、更には長期毒性ということで、なかなかその毒性が緩和されないような物質であるといった3つの要件を定めながら、これらを全て満たすものについては、第一種特定化学物質というものにカテゴリー化して、製造、輸入、使用の段階でこれを規制するという形で、化学物質の規制を行っております。

例えば、本報告の中で出てきたものとしては、PCBそれからPFAS、PFASから発生する物質のPFOS、これらが第一種特定化学物質に該当しまして、国内では製造、輸入、使用が規制されるような、むしろ規制というよりも禁止に近いんですけども、難しいことはともかくとして、それぐらいの危険性を持つような物質であるということを確認していただければ差し当たり大丈夫です。

そしてまた、化学物質を規制する2つ目の法律として、通称PRTR法と呼ばれる「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」を挙げることができます。

この法律では、人の健康を損なうような恐れがある物質、動植物の生息・生育に支障を及ぼす恐れがある物質、さらには、オゾン層を破壊するような物質で、物理化学的性状、それから製造、輸入、使用状況等から、広範な地域環境に継続して存すると認められるものが第一種特定化学物質として政令で指定されます。

このように、PRTR法の中で第一種特定化学物質に指定されると、環境中での排出量、それから廃棄物としての移動量を把握し、報告することが求められます。つまり、どれだけ作られて、それがどこに移動して、最終的にどこで廃棄されたのか、そういったことを報告することが求められるということになります。

もちろんまた、本報告との関連でいえば、アスベストだとかダイオキシン類、それから鉛やヒ素などがこれに当たりますので、これらの物質については、どれだけ製造したのか、それからどれだけ他の業者に移動していったのか、そしてさらに、どれだけ量が廃棄されたのかということを報告しなければならないということになります。

本報告にもこれらの物質について、かつて、米軍から付近住民等に直接売却されたという事例があったかと思えます。もし仮に、現在の状況の中で、そういったことが行われてしまうと、付近住民に直接売却された化学物質については、その移動が把握できない、あるいはどのようにして廃棄されたのかということが把握できないということになりますから、こちらについては非常に大きな問題となってしまうところです。

また、化学物質の規制については、いわゆるPOPs条約と呼ばれるもの、それからダイオキシン類についても個別の特別対策法など各種のものがありますが、時間の関係もありますので、これらは省略いたします。なお、本報告の中で、pptというような単位が出てきましたが、これは英語でいうところの、parts per trillionの頭文字でだいたい1兆分の1ぐらいの濃度だそうです。なので、非常に小さな単位の量ですから、ごくわずかな量だけが排出を認められているというふうにイメージしておいていただければと思います。

次に、環境保全のやり方、すなわち環境保全手法との関係でコメントいたします。日本における環境保全手法のあり方としましては、原則としては規制的手法によってこれが行われます。規制的手法とは何かというと、まず、環境基準や排出基準と

いった一定の基準を定めます。そして基準を定めたら、その基準を守るようにということで、国民に対して義務を課すわけですが、その義務が履行されないときに、代執行をしたりだとか罰則を科したりだとか、そういった強制的な手段を講じることで、これを実現するというやり方です。

しかしながら、この規制的手法という環境保全手法については、環境基準とか排出基準をそもそも設定できないような場合、さらにはそういった基準を設定できるのだけれども、それを執行することができないなどの場合にはうまくいかない、すなわち機能不全に陥ってしまうことがあります。そのような場合には、経済的手法、それから合意的手法、さらには情報的手法といったような、規制的手法以外の環境保全手法によって、その不備・欠点を補う必要が出てきます。

このような手法のうち、情報的手法というものがありますが、これは、消費者や投資家などが、環境保全活動に積極的に取り組んでいる企業や、環境負荷の少ない製品・サービスを選択できるように、企業活動や製品等による環境負荷についての情報開示・提供を促進させ、また環境情報が正確に市場に伝わる仕組みを整備することによって、企業による環境保護・配慮活動を促進させるような手法のことを指します。簡潔に述べれば、企業に対して、情報の開示・提供を促し、それを国民の監視下に置くことで、国民からの批判にさらし、その結果、国から強制されることなく企業が自主的に環境に配慮した活動を行うよう促していくようなやり方です。

この点、企業に対して向けられる情報的手法というものと、米軍に向けられる情報的手法というものは大きく異なるように見えますが、基地内で行われた環境汚染に関する情報を開示させ、さらにそれを国民の監視、それから批判の下に置くことで、米軍に対して自主的な環境配慮活動というものを促すべきであるという点では、両者は共通するように思います。

この点、本報告でもありましたように、ジョン・ミッチェル氏のこれまでの活動は、まさに米軍の基地内における情報を、米国外や日本国民に知らしめる、そしてまたそれを日本国民の監視、それから批判の下に置くものだという点で、かなり大きな意義を有するのではないかと考えております。

最後に、わが国の環境基本原則というものについて言及していきたいと思っております。日本における環境法の基本原則の一つとしまして、汚染者負担原則というものを挙

げることができます。汚染者負担原則とは何かということなのですが、こちらは、環境を維持するための汚染防止費用を、汚染者が負担すべきだとする原則であります。もともとはOECDの勧告の中で示された、経済的観点からの原則だったのですが、それがわが国の中で用いられるときに、この汚染者負担原則というもの、今述べたOECDの勧告というものを尊重しつつも、例えばですけれども、環境復元費用だとか、それから被害の救済費用についても、汚染者が負担すべきだという原則として、すなわち正義と公平の原則として展開されてきたというところに特徴があります。

この考え方に基づいて、わが国の中で立法されてきた例としましては、事業活動に伴う公害を防止するために、国や自治体が公害防止事業を実施したときには、それに要した費用については、公害の原因となるような事業を営む事業者負担させるという仕組みを定めている、「公害防止事業費事業者負担法」だとか、あるいは高濃度の大气汚染地域に居住するぜんそく患者については、個別に因果関係を問うことなく、公害に起因して罹病したものと一律に認定し、汚染原因物質を大気中に排出している事業者の負担により、迅速に補償金を支給しようとする、行政上の救済システムを定める「公害健康被害の補償等に関する法律」などが立法されています。

簡単にいえば、公害を防止するための事業を行ったときには、その事業に関わった費用を事業者負担させる。さらには、公害として、煙を出している工場の近くでぜんそくが発生したときには、そのぜんそくが工場の煙から生じてしまったということ、被害者が個別に主張・立証することなく、これを一律に認めていき、事業者の負担の下で一律に補償金を与えていこうというような法律がつけられているということです。日米地位協定がありまして、あまり現実的な問題ではないのかもしれませんが、もしも米軍の責任を追及し得るということであれば、今の考え方に基づき、立法等を行って責任を追及していくことになると思われます。

この点、本報告でも、米軍の責任追及のあり方について、罰則を科す等、いくつかの言及がありましたが、それらのものに加えて、例えばですけれども、基地内における汚染の除去をしたときに、その費用を基金の設立などを通じて、米軍だとか国に求めるような事業費の負担法だとか、あるいは基地内の環境汚染から生じた健

健康被害について、個別的な因果関係を問うことなく、基地内の環境汚染に起因して発生した健康被害だと一律に認定することで、米軍や国の負担によって、迅速に補償金を支給しようとする行政上の救済システムをつくることなどが考えられるのかなと思います。

私のコメントは以上です。若干、早口になってしまい申し訳ありません。ご清聴いただきありがとうございました。

○司会（照屋）

どうもありがとうございました。今の柴田さんの報告の中でも、国内的には、環境問題に対して、非常に法的にはかなり整備されていると思います。企業からの汚染があればそれに対して汚染者負担の原則で、法的に企業へ賠償責任を求めるとか、あるいは企業が住民に被害を与えていれば、それを補償する。これは国内的には、十分といたら語弊があるけれども、かなり整備されてきていると思います。

このような法的規制が米軍基地にも適用できるのであれば、米軍だって緊張感を持って、汚染の問題を考えるけれども、いかんせん、全くそうではなく、汚染者に全く責任はないので、深刻な土壌汚染が起こっていると思います。環境法の視点から捉えても、どう見たっておかしいです。OECD諸国で見ると、いまは「汚染者負担の原則」があり、これが世界的なスタンダードである。ところが、こと、基地に関してはそうではない。米軍のやりたい放題と言っても過言ではあるまい。そういうことで、日本中の米軍基地ある所では、いろいろな環境汚染、基地公害が発生している現状だと思います。国内法を厳格に適用することができるか、できないかによって、大きく異なってくるだろうという感じがします。米国にとって、日本の米軍基地は環境汚染に配慮することなく自由に使用できる実に有難い基地である。

そして、先ほど、野添さんの外交史の視点からの指摘にもありましたように、1952年に結ばれた行政協定、それを踏襲したゆえに日米地位協定でも第3条の排他的管理権、第4条の原状回復の負担が変わることはなかった。しかし、ドイツやイタリアの米軍基地はドイツ、イタリアが管理する、国内法適用が前提であるけれども、日本の場合は全部米軍に任せてしまっている。

そして、一方でまた、地位協定第6条の全土基地方式のもと、米国は日本中どこ

でも基地として使える。さらに、日本政府は、他県では造らせない新基地を沖縄で造らせる、辺野古の問題にも連なっていると思いますが、そういうような行政協定、地位協定の制定過程の中に、今日の大きな問題の根源があったのではないかなという感じがします。

特に排他的管理権、原状回復費の義務を負わない地位協定のもとで、基地使用によってどんなに環境が汚染されようが、米軍にその責任を問うことはできません。原状回復の責任は問わないという国は、世界的には日本ぐらいではないか。結果的にこれだけ汚染が放置されているのだらうと思いました。そして、その被害は沖縄県民が受けることになる。

私は最初この事例を知ったときに、あることを思いました。私は30年ぐらいアパートに住んでいました。アパートに住んでいたらまず敷金もある、家賃もあるわけです。そして、アパートを出ていくときは、ちゃんと掃除をして出ていきます。汚して出ていくのが当然だったら、家主は貸さないです。ところが、地位協定の4条1項「合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。」との関係でいくと、どんなに日本の基地に汚染があっても、日本政府は、それは追及しませんとある。米国に寛大な国であると初めてこれを知ったとき、びっくり仰天しました。何でこんなにも米国に親切にするのかなと疑問を抱かざるを得ない。これは先ほどの野添さんの報告の中では、いわば占領からの延長上でそうなったのかなということもあるけれども、しかし、もう戦後73年です。ドイツにおいてもイタリアにおいても、韓国においても地位協定は改定され、問題は改善してきた。日本も環境汚染に対して他国並みに米国に責任を負わせるべきである。これは主権国家として当然のことである。

ところが沖縄県民に多大な被害や影響を与えているにもかかわらずどうして日本では地位協定が改定できないのかということは、野添さんの報告にありましたように、行政協定から連なる地位協定の制定過程と、沖縄への過度な基地の集中により、日本全体の問題として顕在化しないという点が挙げられる。安倍首相は憲法改正に意欲的ですが、私は今日の報告を聞いて、憲法改正よりまずは地位協定を改定する

べきであると痛感しました。環境問題をはじめ多くの問題を抱えたまま、地位協定が運用をされているが、今こそ、成立して以来、一字一句たりとも変更されていない地位協定を改定すべきである。

先ほど野添さんも紹介していた本、今年2018年の初め頃から琉球新報で連載された「駐留の実像」をまとめた一冊（『この海、山、空はだれのもの!? 米軍が駐留するということ』、高文研、2018年）の中から一つだけ紹介します。ドイツの場合、「基地への立ち入りは『軍事上の安全に必要とされる諸要請』を考慮するという規定もあるが、考慮するのは『特に秘密保持の下に置かれた区域、装備および文書の不可侵性』と対象を示しており、米軍が漠然とした理由で立ち入りを拒むことは難しい仕組みとなっている」（151-152頁）。特に「93年のボン補足協定改定のもう一つの大きなポイントは、米軍基地内にもドイツの国内法、とりわけ環境関係の法規制を『完全に適用』（ドイツ国防省）することだ。日本では米軍は、国内法を『尊重』すると地位協定でうたわれているが、『適用』はされない。」（152頁）つまり、尊重するにすぎない。これは米国側が尊重するのであって、尊重の度合いというのは米国が決めることになる。ところが、だから適用と尊重では全然違うことになる。「国内法が『適用』されるドイツでは、米軍基地内で環境事故が起きた場合、どう対応するのか。ドイツ国防省によると、汚染の調査・除去は通常、米軍が『自らの責任』で行い、費用も米軍が負担する。これらはドイツ当局と『協力』して行う。」（152頁）。先ほど、柴田さんの報告でも汚染者負担の原則というのがありましたけれども、ドイツでは既に米軍に対し汚染者負担の原則が適用されている。このようなドイツの対応は主権国家として当然である。

2013年、沖縄市のサッカー場の修繕をするときに、いろんな枯葉剤とかのドラム缶が出てきました。そのときにかかった費用は9億9,700万円という、これは全部、われわれの納めた税金の中から出したわけです。そしてまた、先ほどのミッチェルさんの報告の中では、今までの米軍基地の環境浄化費用に129億円もの莫大な金が使われている。本当に米国に至れり尽くせりなんです。そんな感じがします。

また、米軍駐留国でも受入れ国が管理権を持つ国としてイタリアの事例が説明されています。米軍基地には「イタリア軍司令官が常駐して」（154頁）おり、司令官の任務は「『施設の保全と環境保全も含まれている』とする。さらに、『基地はイタ

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって

リアの領土であり、イタリアの法律が及ぶ』とし、米軍の活動や施設管理も、環境などに関するイタリア国内の法規制が適用されると強調した。」(155頁)。さらに環境保全については基地の関係者と地元市関係者が「年に4回、会合を開いて、汚染の防止、それから基準の順守、そして汚染除去に関する小委員会」(155-56頁)をもって被害問題などを考える。そういうシステムがあるため、市民からの被害の訴えがあまりない。

それに比べると、同じ主権国家としての日本の米国との関係で、地位協定のあり方というのは、どうして積極的に改定を求めないのか、これは非常に弱過ぎる。しかし、改正されない原因の一つには、基地が7割も沖縄にあることで、他の県にとっては、それ程改正の必要性を感じないかもしれない。さらに米国との関係の中で交渉力がない部分は、結局は国民がそのしわ寄せ、犠牲を受ける結果になり、とりわけ基地が集中されている沖縄は、その負担が大きく押し付けられている。そういうことでは、地位協定の改定なしには、米軍基地問題の解決は難しいと思います。

私の話はこれで一応まとめさせてもらって、このセッションの最後に、ミッチェルさんの2冊の本や記事を翻訳されてきた琉球大学の阿部小涼先生にミッチェルさんの講演をお聞きになって、一言、コメントをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○阿部小涼 琉球大学人文社会学部教授

マイクを回していただきましたので、今日の講演を聞いて3点コメント申し上げたいと思います。

まず1点目に、『沖縄の枯れ葉剤』と今回のジョン・ミッチェルさんの素晴らしいお仕事について、これまで環境問題に関心がある皆さんがフォーカスを当ててくださったところですが、今日は、政治学、外交、国際関係、国際法、そして行政の法制度というフレームから、この本の重要性に光が当たるようなアプローチでシンポジウムが開催されたということが、とても有り難く、そして極めて必要な事柄であったと考えています。ミッチェルさんの本を、多くの人が活用できるということがよく理解できました。コンパクトな時間の中に、ぎゅっとたくさん情報が詰まっ

ていまして、私も翻訳する前に皆さんから先に授業を受けておきたかったと思ったほどですが、大変集中的な議論で勉強させていただきました。

私たちは、ミッチェルさんの努力をとおして事実を手に入れました。それをいかに国や行政に実行させるかというところが、今日の話の焦点であったと思います。

2点目に、そのようなシンポジウムが、この場所で開催されるということの意義深さ、重要性です。まさにそこにある基地の問題のこと、そして、その地下に浸透した汚染について、私たちが最も日常的に接しているような、その空間の中で起こっている事柄であるということです。地下水は食べ物に関わるだけでなく、水遊びをしたり、庭に水をまいたり、水をとおして楽しんだりするという機会が、私たちの日常生活にあります。まさにその日常の問題をこの場所で話すことができたということは、とても重要なことであったと思います。

実はこの2冊の本を翻訳する中で、たびたび風評被害という言い方に、私は接しています。つまり、被害の重大さ、重篤さというのが、十分に理解されない中で、うわさレベルで怖がらせているのではないかという指摘ですが、今日の話聞けば、風評被害という言い方が、被害を被っている者を叱責するような方向性をはらんでいるということを警戒しなければいけません。私たちは、責任追及の方向性を間違っではいけないということが、今日のシンポジウムの中で、とてもよく分かりました。非常に専門的な内容で、法律の体系も大変難しいのですが、私がこの2冊の本を翻訳するときが一番考えていたのは、その情報を誰がまず一番最初知るべきだろうかということでした。そのために、拙い翻訳ですが、日本語で知るべき人にまず一番理解できるようにということで翻訳に携わらせていただいたものです。

そういう意味で、この場所で行われたということと関連して3点目に、今日、私が本当に感動したのは、ジョンさんの素晴らしい日本語の発表に加えて、今も前で活躍されていらっしゃいますけれども、手話を使って、この講演が通訳されているということも素晴らしいと思いました。まず最初に、最も弱い立場の人たちに、この大事な情報が伝えられる、そのような努力がこのシンポジウムの開催の趣旨、精神にあったのではないかと思います。この機会を準備していただいた沖縄国際大学の皆さんに本当に感謝したいと思います。ありがとうございます。

○司会（照屋）

阿部先生、どうもありがとうございました。これもちまして、このセッションを終わらせていただきます。皆さん、ご清聴ありがとうございました。時間がなくて大変申し訳ないです。

■ラウンドテーブルディスカッション

○司会（照屋）

それではこれからラウンドテーブルディスカッションに移らせていただきます。この中では佐藤さんに通訳をお願いしたいと思います。先ほどの3人のコメントをいただいて、ミッチェルさんからご感想などをお聞きできればと思います。

○ジョン・ミッチェル

First of all, thank you very much for your comments. I could learn a lot from what you said, and the variety of perspectives was very interesting, and I wish I could learn more from your comments from each of you. The ideas you brought up really helped me to understand the wider context of this issue.

最初に、皆さんのコメントに感謝を申し上げたいと思います。先生方のコメントからたくさん勉強でき、幅広い視点は大変興味深く、各先生方のコメントからより多く勉強したいと思います。先生方がご教示くださったアイデアのおかげで、この問題の幅広い文脈について、本当に理解することができました。

Teruya sensei, when you held up a list of accidents that occurred in Japan in Okinawa in the past few years, I wish there were such a list for environmental incidents. I have started to make this list. This environmental incident list should be made to show the impact of the environmental damage of the US military on this island.

照屋先生が取り上げられたここ数年の国内および県内で発生した事件・事故についてのリストについてですが、環境に関する事故に関してもリストがあればなと思いました。私は、このリストの作成を開始しました。この環境に関する事件のリス

トは、沖縄県内の米軍基地による環境被害の影響を示すために作成されるべきです。

Hiyajo sensei, it was really interesting to hear your ideas about the bases being self-policing. Outsiders are not allowed to monitor inside the bases. In my experience as a journalist this thing occurs again and again where the bases are self-policing, where the military doesn't allow outsiders to come on and check what's happening on the base.

比屋定先生のお話の中で、米軍基地が自己管理していることについてのお考えを拝聴することは大変興味深かったです。部外者が米軍内部を監視することは認められていません。私のジャーナリストとしての経験の中で、米軍基地が自己管理しており、米軍が基地内で何が起きているのかを部外者が来て、確認することを認めていないということは、再三に渡って起きています。

For me, using the American Freedom of Information Act, it's not only about environmental problems. It's also NCIS. When you read the internal police reports of the American military for the bases in Okinawa, time and time again we see that there is a lot of sexual violence in the bases of American on American assaults. Also there is sexual violence against Okinawan women that hasn't been reported to the Okinawan public. So you can see that not only contamination leaks off the bases, also military violence leaks off the bases into local communities as well. And one of the most important points that we can find out was that on the bases for many, many years in Okinawa the drink-drive limit was totally different from the Japanese drink-drive limit. So military members within the bases could have, for instance, three bottles of beer and keep driving on the base, even though outside the base this would have been much over the limit. So for decades the American military had a double standard whereby drinking on the base and off the base was different, which really highlights how violence and problems from within the base, like contamination, leak through the wire, and it damages local communities as

well.

私にとってFOIAを利用することは、環境問題だけに関してではないのです。米海軍犯罪捜査班の報告書に関しても同様です。沖縄県内における米軍基地に関する米軍内部警察報告書を読むと、幾度となく、米軍基地内で米国人への性的暴力が多く発生しているということがわかります。同様に、沖縄県警に通報されていない沖縄の女性に対する性的暴力が存在します。このように、基地から汚染の漏出だけではなく、軍隊の暴力も同様に地域社会に漏出しているのです。そして、私たちが発見できる最も重要なことの1つは、沖縄県内の飲酒運転の基準が長年にわたり日本の飲酒運転の基準と全く異なっていたということです。そのため、米兵は、例えば、基地外では基準値を大きく超えるものであっても、基地内でビールを3本飲んだ後でも基地内で運転することができたのです。このように、何十年にわたり、米軍が基地内外で飲酒運転に関して異なる基準が存在するというダブルスタンダードを有しており、このことは、汚染や鉄条網からの漏出のように基地内からの暴力および問題がどのようなものであるかを本当に協調し、そして、それが同様に地域社会に損害を与えてきました。

Nozoe sensei, the international perspective is really interesting for me as well, because when I see the problem of military contamination, it's not an American military problem, it's a military problem. In the former Soviet Union today there are so many dirty areas from the Soviet military. In China there are so many dirty areas from the Chinese military, too. In Britain, too. We have nuclear tests throughout the Marshall Islands, and these damaged the environment really badly. So I think when we see the problem of military contamination, it shouldn't only be seen as American military contamination. It should be military contamination full stop. And in the future, if the Japanese government wants to get rid of Article 9 and make a more fully-fledged American-Japanese military, then in the future as well the Japanese military will need to come to terms with the contamination of military operations. So I think in this respect it was interesting and eye-opening for me, particularly in

the area of international views.

野添先生、先生の国際的な視点というのは大変興味深かったです、というのも、私が基地の汚染問題を思い浮かべる場合、それは米軍基地の問題ではなく、軍隊の問題だからです。旧ソ連では、旧ソ連軍基地から汚染された地区が多く存在します。また、中国では、中国軍基地から汚染された地域が多く存在しますし、英国も同様です。マーシャル諸島中で核実験が実施されており、それによる環境被害は大変深刻です。そのため、軍隊の汚染問題を考える際、米軍基地による汚染のみを見るべきではありません。軍隊による汚染の終止符であるべきなのです。将来、もし日本政府が憲法9条を廃止し、より統合された日米軍が創設された場合、日本軍も将来的に軍事作戦による汚染を甘受する必要があります。この点においてこれは興味深く、特に国際的な視点というのは、啓発的だったと思います。

Shibata sensei, thank you so much for your different view of how we might be able to use the environmental laws that we currently have in Japan to hold the American military to account. Specifically when you talked about the different types of chemicals that contaminate the environment it was really interesting, because when you look at JEGS, the Japan Environmental Governing Standards, these are basically written by the American military, so there are still today some types of dangerous chemicals that are not included in JEGS. For example, depleted uranium is not listed in JEGS today. Also, in JEGS we don't have PFOA. So we can understand that the fact that the American military controls what's listed in JEGS controls how they define hazardous substances, and it really damages local communities, especially recently near Kadena there was some spill of PFOA off the base, but it wasn't reported, probably because it wasn't listed in JEGS.

柴田先生、どのように現行の日本の環境法を利用し、米軍の責任を問うかという異なった視点をご教示して下さったことにとても感謝しております。特に先生は環境を汚染する様々な種類の化学物質についてもお話下さり、大変興味深かったです。なぜなら、日本環境管理基準であるJEGSですが、これは基本的に米軍により

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐる

作成されたものであることから、現在でもJEGSに含まれていない危険な化学物質が何種類か存在します。例えば、劣化ウランは、今日、JEGSのリストにありません。同様に、PFOAもJEGSに掲載されておりません。このことから、米軍がJEGSに何が掲載されているかを管理しているという事実が、どのように米軍が有害物質を定義するかを管理しているということが理解できますし、実際にこのことが、地元被害を与えており、特に最近、嘉手納基地の周辺では、基地からPFOAが流出しましたが、報告されませんでした。その理由はおそらくJEGSにPFOAが掲載されていないからでしょう。

So thank you for all of your four opinions. It could really teach me a lot about this issue, and hopefully from now we can work together to make awareness of this issue much more widespread in not only Okinawa but mainland Japan and around the world as well.

皆様本当にご意見ありがとうございました。この問題について本当にたくさんのご意見を学ばせていただき、そして今後、沖縄だけではなく、日本そして世界においても、この問題を意識するために協働していければと思います。

○司会（照屋）

4人の、またミッチェルさんのお考え、本当にありがとうございました。それではこれからまた先ほどのパネリストの方々に、ミッチェルさんへの報告への質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。比屋定さんからいきましょうか。

○比屋定泰治

今出たJEGS、日本環境基準というものを米軍は日本の米軍基地で適用するとなっていると思うんですが、そのJEGSの原則でいうと、米国の国内法、米国の環境基準、日本の環境基準のうち、より高いほうの基準を適用するという原則に立っているという話だったと思います。ですが、そういうものを守っていると言っている米軍基地内の状況が、ミッチェルさんの本で紹介したような状況になってしまうというのは、どういう基準に対する軍の考え方が背景にあるのか。基準があると言

いながらあなってしまうことがよく分らないです。その辺調べてみた結果、どういことなのかということがあれば。

○ジョン・ミッチェル

When it comes to JEGS, it's the same as the earlier comment, there's a lot of opacity. We don't really know for sure how JEGS are decided, because they don't come out in the open to explain the process by which JEGS are created.

JEGSについてということになると、先ほどのコメントと同様なのですが、多くの不透明が存在します。JEGSがどのように決定されるのか我々は本当のところは、はっきりわかりません、なぜなら、JEGSが作成された過程が公に説明されないからです。

Earlier this year I managed to get the American military's internal JEGS checks where the military in Washington came to the marine bases throughout Japan, and they checked internally whether the bases were following JEGS. And there were so many incidences, over 100 cases, I think, in Okinawa, including Futenma, and Camp Butler. And there were over 100 violations of JEGS from the interim checks conducted by the American military. But even though they were breaking JEGS and they were breaking JEGS in quite serious ways, they didn't report it to the Japanese government. So again, you can see that because the military polices itself, the American military checks its own bases itself, it can keep everything secret and not reveal it to the public. This is the same in America where the American military thinks that it can act by itself as an independent entity that does not need any civilian oversight. So again, it's not only a Japanese problem, it's not a problem with Japan, it's a problem with the military wherever it operates throughout the world.

今年すぐに、ワシントンの軍部（訳註：海兵隊総司令部）が日本中の海兵隊基地を訪問し、基地がJEGSに従っているか否かを内部的に確認した際の米軍内部のJEGSの確認事項に関する文書をなんとか入手しました。そこには、100件以上の非常に多くの事故があり、私が思うに、沖縄県内の普天間基地とキャンプ・バトラー

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって

を含みます。そして、米軍によって行われた内部確認によると、100以上のJEGS違反が存在しました。しかし、JEGSに違反をしても、それが大変深刻な方法による違反であっても、米軍側は、日本政府には報告しませんでした。再度申し上げますが、軍隊が自分たちを管理している、米軍が自分の基地を管理しているため、全てを秘密にすることができ、公にしないのです。これは米国でも同様でして、米軍は自分達のことを、民間の監視を必要としない、独立した組織として行動できると考えています。再度強調しますが、これは日本単独の問題でもなく、日本に関する問題でもなく、世界に駐留する軍隊に関する問題なのです。

○司会（照屋）

ミッチェルさん、どうもありがとうございます。それでは続きまして野添さんからご質問をお願いします。

○野添文彬

私から2つほど質問があります。1つは素人的な質問ですけれども、環境汚染の事実は、生活者の観点からすると、非常に衝撃的なことが多いと思います。先ほど阿部小涼先生が、責任を誰に向けるか間違えてはいけないということをおっしゃっていましたが、まさにその通りではある一方で、知る権利ということを通して知った事実に対し、生活者は非常に不安であるということを考えてときに、我々はどうしたらいいのかということをお教えいただきたいのが1つです。

もう1つはこのご著書の中で、問題解決のために国境を越えた専門家の連帯が必要であるということを書かれていましたが、現在世界各地に米軍基地がある中で、当然環境破壊が世界中で行われているということだと思えます。それでは世界でどのような連帯が行われているのかをお教えしてもらいたいと思います。

○司会（照屋）

それではよろしくをお願いします。

○ジョン・ミッチェル

In response to your first question about residents' right to know, and also the impact on local people, I really want to teach how to use FOIA to local residents. So earlier this year I held a workshop at Sakurazaka Citizens' College where anybody could attend so they could learn how they themselves could use FOIA. This is one of the beautiful points about American democracy. There are many things wrong with America, but one of the wonderful points about American democracy is that anybody can ask for documents created by the federal government.

先生の最初のご質問である、住民の知る権利と地域住民に対する影響についてですが、地域住民の方々にもFOIAをどのようにして利用するかということ、ぜひお伝えしたいと思っております。なので、今年すぐに、誰でも参加できる桜坂市民大学でワークショップを開催しましたので、参加した方々は、自分たちでFOIAを利用する方法を学ぶことができました。この法律は米国の民主主義の美しい点の1つだと思います。米国には多くの問題がありますが、米国の民主主義の素晴らしいことの1つは、連邦政府が作成した文書を誰でも請求できるということです。

At the same time I think the Japanese mass media is failing in its duty to help local Okinawan residents. Until now, many Japanese journalists don't know how to use the Freedom of Information Act. I have spoken to many journalists from mainland, mainstream newspapers, and they really have no idea how to use this law. So again, I'm trying to teach them how to use the Freedom of Information Act, so they themselves can use it to get the documents to push the American military for transparency. Also, at the same time, I think this transparency is the most important thing. I think the public should be able to have access to these documents. So I think the media is really failing in its duty. In the United States when the media publishes a story based on FOIA documents they also publish the document. I think that's the pattern that the Japanese media needs to follow - when they publish documents that

are based on American military sources, also they need to publish the document as well, so that readers can check it first-hand to make sure that what is written in the media is true. So there is this double point that the Japanese media doesn't know how to use FOIA and they're not transparent enough using these documents and making them available to the public.

同時に、日本のマスメディアは、沖縄の地域住民を助けるという義務を怠っていると思います。今日まで、多くの日本のジャーナリストたちは、FOIAの利用方法を知りませんでした。日本本土の主要な新聞社の多くのジャーナリストと話してきましたが、彼らはどのようにこの法律を使ったらよいのか分かっていませんでした。そのため、彼らにFOIAを利用し文書を入手する方法を教えようとしており、従って、彼ら自身が、米軍基地の透明性を向上させるために、文書を入手するためにこの法律を利用することができます。また、同時に、透明性はもっとも重要だと考えています。一般市民がこれらの文書にアクセスできるべきだと思います。そのため、私は、メディアはその義務を怠っていると思うのです。米国において、メディアがFOIAの文書を基にした記事を公にした場合、その文書もまた公開します。このパターンは、日本のメディアも参考にする必要があると思うのです。米軍基地の情報源を基とする記事を公開した場合、その文書も同様に公開する、そうすることにより、読者は、直接、メディアが報道したことが真実かどうかを確かめるためにチェックすることができます。このように、日本のメディアがFOIAの使い方を知らないということ、そして、これらの文書を利用し、それらの文書を公に利用可能にするにあたり、メディアが十分に透明ではないという2つの問題が存在します。

As for your second question which was about solidarity between people in different countries to learn about military contamination, I've been writing about military contamination for the past eight years, and even within quite a short time it has become much, much better. Especially recently Erin Brockovich, the American environmental activist, has started to become involved in pushing for transparency about American military contamination in America, and also recently she posted on Facebook about Okinawa. So there

is this big push from people in many different places, in Guam, in Saipan, and in the Philippines. As you know, the Philippines are so contaminated, at Clark Air Force Base and Subic Bay. And so there is a big push for transparency from people from different countries. So people are beginning to understand just how contaminated the bases are and just how dirty the military is in these different countries. So from now, hopefully, this issue will become much, much bigger. Personally as well, I'm working with different groups in different countries to put this information out there and make it public so that anybody can access it.

そして先生の2番目のご質問であった、軍隊による汚染を知るために他国の人々と連帯していくことにつきまして、私は、過去8年間、軍隊による汚染について書いており、このごく短期間内でも、とても大きく改善しました。特に最近、エリン・プロコピッチという米国の環境活動家の方が、米国における米軍の汚染に関する透明性を高めることに関わり始めており、彼女は、沖縄についても、最近フェイスブックで情報を知らせています。同じように、グアム、サイパン、そしてフィリピンという多くの様々な地域の人々から、この大きな圧力が生じています。御存じのように、クラーク空軍基地とスービック湾において、フィリピンは、とても汚染されました。従って、人々は、基地がどれだけ汚染されているのかということ、およびこれらの様々な国でも軍隊がどれだけ汚いかということを理解しはじめています。この問題が、今後より大きく取上げられることを望みます。個人的にも、私は、この情報を知らせ、誰でもそれにアクセスできるように公開するために、様々な国の様々なグループの人々と取り組んでおります。

If I could add one more point, this is the beautiful point about technology. Thanks to the internet, thanks to Google Maps, thanks to social media, we can really make this cross-cultural development. So when I wrote my first book about Agent Orange in Okinawa I could really get so much support from scientists in America, scientists in Vietnam, veterans who are living in America. And so technology has a lot of dangers, but also technology enables

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって

this new type of journalism, like the Panama Papers, where people can work together on one project to force the government to change. So basically in my heart I'm an optimist. I think the future will get better, and I don't give up hope about this point.

もう1点付け加えるならば、技術の素晴らしい点についてです。インターネット、グーグル・マップ、また、ソーシャル・メディアによって、私たちは、本当にこのことを、文化を超えて発展させることができます。私が沖縄におけるエージェント・オレンジ（訳註：米軍がベトナム戦争で使用した枯れ葉剤）について初めての著書を執筆した際、米国やベトナムにいる科学者、米国に住む退役軍人の方々から多くの支援を得ることができました。テクノロジーには多くの危険な面がありますが、テクノロジーは、人々が政府に変革をうながすため一つのプロジェクトに協働する、パナマ文書報道のような新しいタイプのジャーナリズムを可能にします。基本的に、私は楽観主義者です。将来は良くなると思っておりますし、この点については希望を捨てていません。

○司会（照屋）

ミツチエルさん、どうもありがとうございます。もう時間も残り少なくなりましたが、最後に柴田さんから質問をお願いします。

○柴田優人

ご報告の中で、これからの課題としまして情報の不透明さというものから、情報の透明さに移行していくことが大事だというお話があったかと思います。この点、国民から軍に対する情報提供を求める制度、仕組みとして、情報公開法というものがあるかと思いますが、反対に軍の側から国民に対して情報を提供する制度として、いかなる制度が考えられ得るか、どのような制度があり得るのかということ、そこのお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。日本だとこれは企業に対する問題ですけど、企業に情報の提供を求める制度として環境報告書というものがあります。この環境報告書についてですが、企業に何を公開させるのか、どのような情報を公開させるのかということについては、ガイドラインとしてメニューのよ

うなものもありますが、基本的にはそのメニューの中から何を選択するのかということについては、企業に任されてしまっています。任されてしまっているが故に、基本的には企業はいい情報、自分たちにとって都合のいい情報しか提供してこない仕組みになってしまっています。不都合な情報を強制的に果たして提供させることができるのか、そのためにはどういった仕組みが求められるのかということについて、お考えをお聞かせいただければと思います。

○ジョン・ミッチェル

The big breaking news today in the British and American media is that the Johnson & Johnson powder that has been used on babies for many, many years contained asbestos. And I don't think it's news in Japan yet, but it was big breaking news today in Britain. And perhaps the reason that news could break was because of insiders in the company. Journalists were contacting the insiders, making a connection to get hints and to get links. So I think you've always got to have that double approach to any type of transparency. It's not only using the system. It's also using your skills as a journalist to befriend people in the company and to get the inside information from them. From that situation as well, if there are any documents that you can't get under the system, then the people can give you the titles of the documents, and they can protect their status as a worker, and also then you can apply for them under the Freedom of Information Act. But I do agree totally with your point that there is a big gap in the Freedom of Information Act that they do not give information that might damage business or that might damage companies. So when it comes to the military, that is this grey area.

今日、英国と米国のメディアの大変大きなニュースは、ジョンソン&ジョンソンが発売する赤ちゃん用のベビーパウダーに長年アスベストが含まれていたというものです。日本ではまだ報道されていないと思いますが、今日、英国では大変大きなニュースとなっています。そのニュースが発覚したのは、おそらく、会社内部の内部通報者です。ジャーナリストがこの内部通報者と渡りをつけ、ヒントと連絡を得

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって

るために関係性を築きました。あらゆる透明性に対しては、常に二重のアプローチをとることが必要となると思います。システムを利用するだけではないのです。会社内部の人と親しくなり、その人たちから内部情報を得るといったジャーナリストとしての技術も生かすのです。そのような状況からも、もしそのシステムの下で入手できない文書がある場合、内部通報者が文書の表題のみを教えてくれるでしょうし、内部通報者は労働者としての地位を守ることができ、そしてまた、FOIAの下で文書を申請することができます。しかし、FOIAには、事業や会社に損害を与えるような情報を提供しないという大きなギャップが存在するというご意見に賛成です。軍隊に関して言えば、これは、グレーの部分です。

The big example for the American military is with Agent Orange where Agent Orange was produced by companies including Dow Chemical. And both Dow Chemical and the military kind of blamed each other for hiding the dangers of the substance. And it's the same with the PFOS debate where 3M and others, the makers of PFOS, are kind of covering up the fact they knew about the dangers for many, many years. The American military is allowing them to kind of hide the fact that it was dangerous for a long time. So, as you know, companies and the military are very, very connected. So sometimes these loopholes with the Freedom of Information Act are used to protect the military from giving out information that might damage them.

米軍に関する代表的な例は、エージェント・オレンジに関するものであり、エージェント・オレンジはダウ・ケミカルを含む複数の会社により製造されました。ダウ・ケミカルと米軍は、物質の危険性を隠してきたとして、お互いを非難しています。3MおよびPFOSを製造した他社が長年にわたり危険性を認識していたという事実を隠していたという、PFOSに関する議論も同様です。米軍は、PFOSが長期間にわたり危険であったという事実を隠すことを認めていました。御存じのように、会社と米軍は、強い繋がりを持っています。そのため、軍が、会社に被害を与えかねない情報を公開することから軍を保護するために、FOIAの抜け穴が利用されてしまっています。

■閉会挨拶

平剛（沖縄法政研究所副所長／沖縄国際大学法学部准教授）

こんにちは、平と申します。本日はミッチェルさん、パネリストの先生方、本当にありがとうございました。それから、手話通訳をご担当いただきました沖縄県聴覚障害者協会 沖縄聴覚障害者情報センターの長嶺様、崎原様、大嶺様に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

皆様におかれましてはお忙しいところお集まりいただき、まことにありがとうございました。沖縄法政研究所はこれからも様々な講演会、シンポジウムを開催して参りますので、引き続き、足をお運びいただけますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。

【編集追記】

ジョン・ミッチェル氏のご報告のとおり、氏がFOIAで入手した米軍基地から派生する環境汚染情報が電子媒体で本学図書館へ寄贈された。CIA調査報告書（1960年～2012年）、コザ暴動時の写真とともに2019年4月15日「ジョン・ミッチェルコレクション」として閲覧可能となっている。

本シンポジウムでは上江洲薫図書館長（佐藤学所長代読）よりジョン・ミッチェル氏へ御礼状が手交された。